

令和2年度 4月・5月補正予算の概要

令和2年5月7日

伊 万 里 市

目 次

1	予算規模(一般会計)	1
2	基本方針	1
3	事業概要	
	一般会計	
	特別定額給付金事業	2
	市独自対策事業	2
	国庫補助事業	5
	特別会計	6
	事業概要説明資料	7

令和2年度4月・5月補正予算の概要

1 予算規模（一般会計）

令和2年度 現計予算額	令和2年度 4月・5月補正額	令和2年度 4月・5月補正後の額
千円 26,760,796	千円 4月補正予算 5,496,858 5月補正予算 438,803	千円 32,696,457

2 基本方針

4月の補正予算については、国の補正予算に伴い特別定額給付金を給付するための経費を計上し、4月27日に予算の専決処分を行った。

また、5月の補正予算については、国の補正予算に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを歳入に計上するとともに、歳出においては、新型コロナウイルス感染拡大の予防と感染拡大の影響を受けている地域経済を支援するため、新型コロナウイルス感染症予防事業をはじめ、事業者緊急支援事業、緊急経済対策クーポン券発行事業、市内消費活性化運動支援事業など、当面急を要する経費を計上し、5月7日に予算の専決処分を行った。

3 事業概要

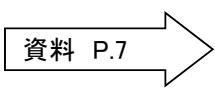
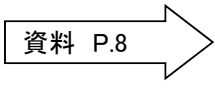
(一般会計)

●・・・新規事業

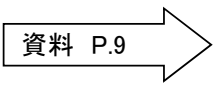
6 つのまちづくり	事業名	事業費	財源内訳		説明
			特定財源	一般財源	
特別定額給付金事業(4月補正)					
安心して健やかな暮らしづくり	●特別定額給付金給付事業	千円 5,496,858	千円 (国) 5,496,858	千円	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、家計に影響を受けている市民に対し、特別定額給付金を給付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象見込数 54,674人 基準日(令和2年4月27日)に、住民基本台帳に記録されている市民(異動者含む。) 給付金額 1人当たり10万円 特別定額給付金 5,467,400千円 事務費 29,458千円 負担割合 国10/10
市独自対策事業(予防事業)(5月補正)					
安心して健やかな暮らしづくり	●新型コロナウイルス感染症予防事業	千円 52,113	千円 (国) 52,000	千円 113	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、ハイリスク者(75歳以上の高齢者、障害者、妊婦、中学生以下の子ども)にマスクを1人当たり10枚配付するとともに、手指消毒液及び非接触式体温計等を購入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 需用費 50,061千円 マスク(大人用) 32万枚 マスク(子ども用) 10万枚 手指消毒液(1L) 15,000本 防護服等 役務費 1,680千円 マスク郵送料 備品購入費 372千円 非接触式体温計 26個
創造的で心豊かなひとづくり	学校教育総務事業(●電解水生成装置等購入)	千円 2,887	千円 (国) 2,800	千円 87	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、学校施設等の除菌に用いる次亜塩素酸水を生成する電解水生成装置等を購入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 役務費 61千円 電解水生成装置調整手数料 原材料費 8千円 電解水生成装置用材料 備品購入費 2,818千円 電解水生成装置 1式 給水タンク(500L) 1個

6 つの まちづくり	事業名	事業費	財源内訳		説明
			特定財源	一般財源	
市独自対策事業（経済対策事業）（5月補正）					
活気あふれる産業づくり	● 事業者緊急支援事業（事業者支援）	千円 110,860	千円 (国) 55,720 (繰) 55,140	千円	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響を緩和するため、市内の事業者に対し、支援金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援金 1事業者当たり4万円 ・ 対象見込数 2,758事業者 <p>※昨年度からの減収率や休業をしたかどうかは問わない。</p>
活気あふれる産業づくり	● 事業者緊急支援事業（飲食店支援）	千円 30,000	千円 (国) 20,000 (繰) 10,000		<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う消費者行動の変容をはじめ、県からの休業や時間短縮営業の要請などにより、特に影響を受けている市内の飲食店に対し、支援金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援金 1店舗当たり5万円 ・ 対象見込数 600店舗 <p>※昨年度からの減収率や休業をしたかどうかは問わない。</p>
活気あふれる産業づくり	● 事業者緊急支援事業（テイクアウト・デリバリーサービス支援）	千円 1,600	千円 (国) 1,000 (繰) 600		<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、テイクアウトやデリバリーサービスに取り組む市内の飲食店（市のホームページに掲載された飲食店に限る。）に対し、支援金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援金 1店舗当たりサービスの提供に要する経費の1/2以内（上限額：2万円） ・ 対象見込数 80店舗
活気あふれる産業づくり	● 肉用牛肥育農家緊急支援事業	千円 14,500	千円 (国) 10,000 (繰) 4,500		<p>肉用牛の出荷額が生産費を下回る状況が続く中、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済情勢の悪化で和牛枝肉の市場価格も大幅に下落しており、肉用牛肥育農家の経営が非常に厳しい状況にあるため、緊急的な支援として出荷頭数に応じた支援金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象 令和2年3月から9月に出荷された肉用牛 ・ 支援金 1頭当たり5千円 ・ 対象見込数 2,900頭

6 つの まちづくり	事業名	事業費	財源内訳		説明
			特定財源	一般財源	
安心して健やかな暮らしづくり	● 福祉資金貸付基金	千円 3,000	千円 (繰) 3,000	千円	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休職や失業等により生活資金の貸付を希望する世帯の増加が見込まれるため、基金の積み増しを行う。 ・貸付額 3万円以内（新型コロナウイルス感染症を原因とする場合は5万円以内） ※条例改正有り
活気あふれる産業づくり	● 窯業団体緊急支援事業	2,000	(国) 2,000		新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光客の急減などにより、経営に深刻な影響を受けている伊万里鍋島焼協同組合に対し、支援金を支給する。 ・支援金 2,000千円
活気あふれる産業づくり	● 観光振興団体緊急支援事業	2,000	(国) 2,000		新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光客の急減などにより、経営に深刻な影響を受けている伊万里市観光協会に対し、支援金を支給する。 ・支援金 2,000千円
活気あふれる産業づくり	● 緊急経済対策クーポン券発行事業	120,500	(国) 60,000 (繰) 60,500		新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けている地域経済や市民生活を支援するため、市内の店舗等で使えるクーポン券を発行し、市民全員に配付する。 ・事業費 120,500千円（事務費を含む。） ・配付枚数 市民1人当たり500円×4枚 ・配付対象者 住民基本台帳に記録されている市民 ・利用方法 事前に登録された市内の店舗等で、1,000円につきクーポン券1枚を利用可能
活気あふれる産業づくり	● 市内消費活性化運動支援事業	2,000	(国) 2,000		「伊万里で買うBuy!!がBuyさがん運動」による更なる消費喚起を図るため、伊万里商工会議所に対し、景品充実などの運動拡充に要する経費を補助する。 ・補助金 2,000千円

6 つの まちづくり	事業名	事業費	財源内訳		説明
			特定財源	一般財源	
国庫補助事業（5月補正）					
安心で健やかな暮らしづくり	障害児通所給付事業	千円 2,252	千円 (県) 1,689	千円 563	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う伊万里特別支援学校等の臨時休校により、放課後等デイサービスの利用増が見込まれるため、利用料の増加分を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 放課後等デイサービス事業者 ・負担割合 県3/4（国1/2、県1/4）、市1/4
安心で健やかな暮らしづくり	● 保育対策総合支援事業（私立保育園等）	13,479	(国) 13,479		<p>新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、私立の保育施設等に対し、マスク、消毒液及び非接触式体温計等の購入に要する経費を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金 1施設当たり50万円以内 ・対象施設 私立保育園等 32園 ・負担割合 国10/10
安心で健やかな暮らしづくり	● 保育対策総合支援事業（公立保育園） 公立幼稚園管理運営事業	2,061	(国) 2,061		<p>新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、公立の保育園及び幼稚園で使用するマスク、消毒液及び非接触式体温計等を購入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設 保育園 6園、幼稚園 1園 ・負担割合 国10/10
安心で健やかな暮らしづくり	● 子育て世帯への臨時特別給付金支給事業 	78,651	(国) 78,651		<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、児童手当受給者に臨時特別給付金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象見込数 7,622人 ・給付金額 1人当たり1万円 ・臨時特別給付金 76,220千円 ・事務費 2,431千円 ・負担割合 国10/10
安心で健やかな暮らしづくり	生活困窮者自立支援事業 	900	(国) 675	225	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、住居確保給付金の支給対象者が拡大されたことから、同給付金を希望する世帯の増加が見込まれるため、増額する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者(追加分) 新型コロナウイルス感染症等の影響で給与等が減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者 ・対象見込数 8世帯（既決：3世帯） ・負担割合 国3/4、市1/4

(特別会計)

6 つの まちづくり	事業名	事業費	財源内訳		説明
			特定財源	一般財源	
国庫補助事業(5月補正)					
安心して健 やかな暮 らしづく り	国民健康保険	千円 5,867	千円 (県) 5,867	千円	国民健康保険被保険者のうち、新型コロナウイルスに感染した者等に対し、傷病手当金を支給する。 ●国民健康保険傷病手当金支給事業 ・対象見込数 100人 ・負担割合 県10/10 (国10/10) ※条例改正有り
	資料 P.9 				

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対して、臨時特別の給付金（一時金）を支給します。

■ 対象者

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者の方に支給します。

※対象児童は、令和2年3月31日までに生まれた児童で、令和2年3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も含まれます。

■ 支給額

対象児童1人につき、**1万円**

令和2年3月31日時点での居住市町村から支給されます。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

※令和2年4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

■ 申請手続

原則、申請は不要です。

対象の方には、令和2年3月31日時点での居住市町村からお知らせいたします。

※公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請してください。

住居確保給付金（家賃）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じているの方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充します。

住居確保給付金

支給対象（現行）

- ・ 離職・廃業後2年以内の者

拡大後

- ・ 離職・廃業後2年以内の者
- ・ 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

対象者 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

支給期間 原則3か月（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

支給額 単身世帯：29,000円、2人世帯：35,000円、
3人～5人世帯：38,000円

支給要件

- 収入要件：世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額（住宅扶助特別基準額が上限）を超えないこと
単身世帯：10.7万円、2人世帯：15万円、3人世帯：17.8万円
4人世帯21.3万円 5人世帯24.7万円
- 資産要件：世帯の預貯金の合計額が、以下を超えないこと（但し100万円を超えない額）単身世帯：46.8万円、2人世帯：69万円
3人世帯：84万円 4人、5人世帯100万円
- 求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
※申請時のハローワークへの求職申込が不要になります（4月30日～）

等

国民健康保険傷病手当金

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国民健康保険被保険者が感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養などで仕事を欠勤し、給与の全部又は一部を受け取ることができなくなった場合、傷病手当金を支給します。

■ 支給要件

次の条件をいずれも満たしたときに支給されます。

- ① 伊万里市国民健康保険に加入している者
- ② 給与等の支払いを受けている者
- ③ 新型コロナウイルスに感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者で労務に服することができず、その期間給与の支払いを受けることができなかった者

■ 支給対象期間

■ 適用期間

令和2年1月1日～9月30日までの間で療養のために労務に服することができなかった期間

■ 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する額

$$\text{支給総額} = \left(\frac{\text{直近の継続した3月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数}} \right) \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象日}$$